

## 第3章 環境保全計画

### 3-1 環境保全の現状と課題

計画区域全体を対象として、重要文化財（建造物）と周囲の環境（重要文化財（建造物）以外の建造物を含む）の一体的な保全を図る。その現状と課題を記す。

縁石で区切られた計画区域内には芝生が植えられ、環境が良好に維持されている。北側の開拓使札幌本庁本庁舎跡には国旗等の掲揚塔及び史跡範囲の説明台が設置されているが、その他に赤れんが庁舎以外の建造物や工作物、環境物件などは見られない。赤れんが庁舎に近接してアカエゾマツなどが植えられているが、芝生とともに手入れが行き届いている。環境保全における大きな課題はない。

### 3-2 環境保全の基本方針

現在の良好な敷地環境を保全する。なお、南北2つの池を含む赤れんが庁舎正面側の前庭は、「道庁本庁舎前庭環境緑地保護地区」に指定されており、ここでは主に重要文化財である赤れんが庁舎を中心とした計画区域内の環境保全について述べる。



図 3-1 赤れんが庁舎正面



図 3-2 赤れんが庁舎北側面



図 3-3 開拓使札幌本庁本庁舎跡



図 3-4 説明台

### 3-3 区域の区分と保全方針

---

建造物と一体をなしてその価値を形成している土地として指定されている土地及びその他の計画区域の全体を、以下に示す標準的な区分に準じて区分して保護の方針を定める。

- ・ 保存区域

重要文化財（建造物）を含む区域で、史跡指定範囲内とする。この区域内では、原則として新たに建造物等を設けず、土地の形質の変更（本計画では、「盛土や掘削」などとする。）は防災上必要な場合に限る。

該当範囲： 史跡指定範囲

舗装・樹木の管理： 北海道庁本庁舎構内は土地、樹木等を一体に管理し、良好な景観を保っている。現在計画区域内は構内と同様にアスファルト舗装されているが、舗装の仕様を改変する場合、計画区域外の構内と統一、調整を図る。樹木については、建造物の保存に支障のないよう管理する。

- ・ 保全区域

保存区域に隣接する区域で、歴史的な景観や環境を保全する。この区域内では建造物等の新築・増改築及び土地の形質の変更は、原則として当該文化財建造物の管理若しくは防災、安全対策上必要な場合に限る。

該当範囲： 縁石等で区切られた範囲

舗装・樹木の管理： 保存区域と同様の方針とする。

- ・ 整備区域

重要文化財（建造物）の活用のために必要な施設の整備を行うことのできる区域で、北東側の解説板などが設置された一部の範囲とする。

該当範囲： 北東側の解説板などが設置された範囲

舗装・樹木の管理： 保存区域と同様の方針とする。

整備の方針： 土地の整備、あるいは防災・管理に係る施設及び活用に伴う施設の設置を行う予定はない。

### 3-4 建造物の区分と保全方針

---

計画区域内には、重要文化財以外の建造物はなく、建造物の区分及び保護の方針は定めないこととする。今後も計画区域内に新たな建造物を設置する予定はないが、設置する際には方針を再検討する。

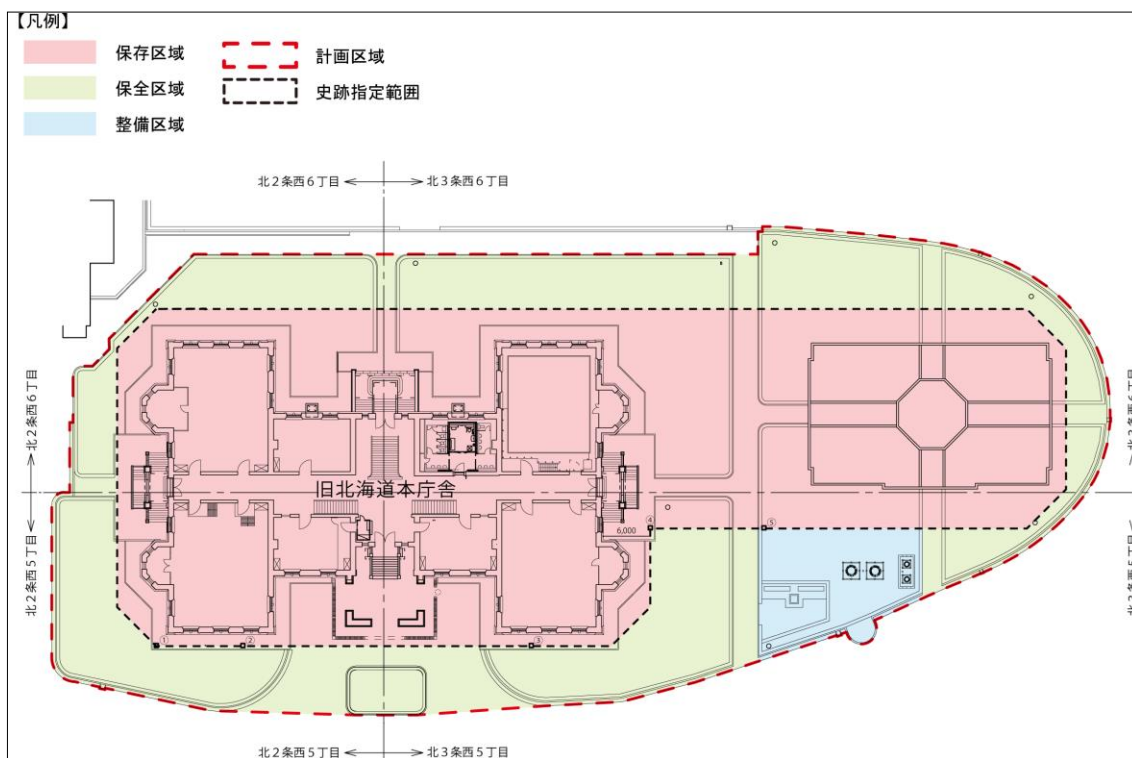


図 3-5 区域の区分

### 3-5 防災上の課題と対策

#### (1) 防災上の課題と今後の対処方針

地方公共団体により定められた当該地域における治山・治水計画はない。札幌市作成の「札幌市洪水ハザードマップ」では浸水深さ 0.5m 未満とされ、「中央区土砂災害危険箇所図」でも土砂災害の危険性は低いことが示されている。札幌市では昭和 56 年以降、堤防の決壊を伴う大規模な水害は発生していないが、ゲリラ豪雨などによる浸水被害などには十分注意する。赤れんが庁舎に近接する危険木はない。

#### (2) 環境保全施設整備計画

赤れんが庁舎内の排水は雑排水、汚水兼用で市の公共排水に接続している。敷地内の排水は、要所に浸透枡を設け排水し、一部は公共排水にも接続している。これらの排水設備は、定期的な清掃を行なう。

#### (3) 周辺樹木の管理

- ア 文化財に隣接する樹木は、「北海道庁本庁舎構内庭園管理業務処理要領」に基づき、倒木等により建造物に被害を及ぼすことのないように管理に努める。
- イ 樹木の健全な育成、景観の保持、枯枝の処理等のため、定期に剪定を行う。また、毎月巡回点検を行うとともに、必要に応じて樹木診断を行い、樹勢回復、支持材設置、枝払い、

伐採等の対策を施す。

ウ 台風等の災害発生時又はその他事故の未然防止のため、立入禁止措置や倒木の除去等臨機の措置をとる。

エ 冬期には構内の樹木に冬囲いを行う。

### 3-6 北海道庁本庁舎構内の環境保全方針

赤れんが庁舎が立地する北海道庁本庁舎構内は、大部分が本計画の区域外であるが、歴史的あるいは景観的な観点から、両者は切り離せない関係にある。現在、北海道庁本庁舎構内は、一体的に管理されているが、その環境保全については、関係各所との調整が必要である。また地元住民や観光客の憩いの場であることから、適正な管理とはどのようなものか、十分に検討する必要がある。そこで、本計画では、北海道庁本庁舎構内の現状を把握し、赤れんが庁舎の保存活用の観点から、適切な環境保全に向けた課題を示す。

#### (1) 北海道庁本庁舎構内の敷地環境の現状

北海道庁本庁舎構内には、良好な自然環境がよく残っている。特に前庭は、「北海道自然環境等保全条例」において、市街地における貴重な緑地として「道庁本庁舎前庭環境緑地保護地区」に指定され、保全が図られている。前庭には約 100 種、1,000 本の樹木が植えられ、季節ごとの景観を楽しむことができる。

しかし、樹木は大きく育ち倒木などの台風被害も発生している。また大きく育った樹木が通りからの視認性の低下を招き、象徴的な高さを誇っていた赤れんが庁舎への眺望が阻害されている。

#### (2) 今後の環境保全に向けた課題

- ・ 赤れんが庁舎の歴史的景観における価値の再確認。また赤れんが庁舎の視認性を向上し、その象徴性を認識できるような樹木の管理方法。
- ・ 赤れんが庁舎の活用と連動したオープンスペースのあり方。
- ・ 防災上の観点から、伐採や剪定を含めた樹木の管理。安全性の確保。



図 3-6 赤れんが庁舎前庭（北側）



図 3-7 赤れんが庁舎前庭（南側）